

陳 情 文 書 表

受理番号	陳情 7 第 29 号	受理年月日	令和 7 年 8 月 26 日
件 名	路上喫煙禁止区域の拡大および過料制度導人に関する陳情		

【陳情の趣旨】

目黒区では現在、「めぐろたばこルール」に基づき歩きたばこ・ポイ捨てが禁止され、一部の駅周辺には路上喫煙禁止区域が設定されています。しかし、現状の区域は限定的であり、区内の他地域では依然として路上喫煙や吸い殻の散乱が見受けられます。

また、受動喫煙や火の不始末による危険性は、子どもや高齢者を中心に区民生活に深刻な影響を与えています。

これに対し、渋谷区では路上喫煙禁止区域を広域に設定し、違反者には「過料 2,000 円」を科す仕組みを導入しており、路上喫煙が大幅に減少しました。

目黒区においても、同様の仕組みを導入することで、区民の健康と安全を守り、清潔で快適な生活環境を実現できると考えます。

【陳情事項】

- 現在指定されている「路上喫煙禁止区域」の範囲を、主要駅周辺だけでなく、区内の繁華街・通学路・公園周辺・駐車場に拡大してください。
- 渋谷区の事例を参考に、違反者に過料 2,000 円を科す仕組みを導入してください。
- 禁止区域の拡大に伴い、わかりやすい掲示や外国人向け多言語表記を整備してください。